

第 71 回大阪市廃棄物減量等推進審議会
議事録

令和 7 年 10 月 7 日 (火)
大阪市環境局 第 1・2 会議室

開会 午前10時00分

○小玉課長代理 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから「第71回大阪市廃棄物減量等推進審議会」を開催させていただきます。

本日、司会進行をさせていただきます、環境局事業部家庭ごみ減量課、課長代理の小玉でございます。よろしくお願ひします。座らせていただきます。

まず、取材等について、御報告させていただきます。本日は、日刊建設工業新聞社が取材に来られており、撮影等を求められております。撮影等は審議の妨げにならないよう、御協力をお願いします。

次に、委員の出席状況についてでございます。本日の審議会については、本会場に5名、WEB参加により4名、合わせて9名の委員に御出席いただいております。また、WEB参加いただいている委員につきましては、映像と音声により委員本人を確認するとともに、委員間での映像と音声が即時に伝わることを事務局で確認しております。本委員会につきましては、委員数14名のうち、半数以上の御出席をいただいておりますので、「審議会規則 第5条第2項」に照らしまして、有効に成立していることを御報告させていただきます。

続きまして、御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。恐れ入りますが、時間の関係もございますので、私のほうから御紹介させていただきます。

まず、本会場に御出席の方を紹介させていただきます。

大阪大学大学院工学研究科教授の原会長。

○原会長 よろしくお願ひします。

○小玉課長代理 大阪公立大学大学院工学研究科教授の野村副会長。

○野村副会長 野村です。よろしくお願ひいたします。

○小玉課長代理 近畿百貨店協会の川瀬委員。

○川瀬委員 川瀬でございます。よろしくお願ひいたします。

○小玉課長代理 大阪市地域女性団体協議会副会長の佐々木委員。

○佐々木委員 佐々木でございます。よろしくお願ひします。

○小玉課長代理 生活協同組合おおさかパルコープ組合員理事の分部委員。

○分部委員 よろしくお願ひします。

○小玉課長代理 次に、WE Bで参加の方を御紹介させていただきます。

大阪大学大学院法学研究科教授の大久保委員。

京都大学大学院工学研究科教授の島田委員。

近畿大学法学部教授の林晃大委員。

弁護士の福光委員。

なお、京都経済短期大学経営情報学科教授の小島委員、大阪市地域振興会副会長の越村委員、ごみゼロネット大阪理事の柴田委員、日本チェーンストア協会関西支部事務局の林幹二委員、大阪商工会議所産業部部長の松本委員につきましては、本日は欠席されております。

続きまして、大阪市側の出席者でございますが、時間の関係上、配付させていただいております配席図のとおりとなっておりますので、紹介は省略させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、開会に当たりまして、井原環境局長から御挨拶申し上げます。

○井原局長 環境局長の井原でございます。本日は大変お忙しい中、御参加いただきまして、どうもありがとうございます。

今年度は、もうすぐ閉幕を迎ますが万博が開かれまして、国内外から多くの方がお越しになられております。今後、都市としてのさらなる成長が期待されるところでございますが、そういう中で、我々持続可能な都市を目指しまして、循環経済への移行、脱炭素社会の実現といった今日的な課題の解決に向けた取組を統合的に進めていきたいと考えております。安心、安全な市民生活と経済活動を支えるごみ処理事業を将来にわたって安定的に継続していく必要があります。市民、事業者、地域コミュニティ、観光客をはじめとした来阪者など、あらゆる主体との連携の下、ごみ減量・資源循環の取組を進めていくため、新たな大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定を進めているところでございます。

本日の審議会で御審議いただく議題は、この新たな「大阪市一般廃棄物処理基本計画の(案)」でございまして、昨年10月は審議会におきまして、本計画の策定について諮問をさせていただきますとともに策定に向けた方向性をお示しし、続く3月には「素案」について説明をさせていただいたところでございます。3回目となります本日の審議会におきましては、前回まで委員の皆様方からいただきました御意見と廃棄物行政に係る最新の動向や、また直近のデータを踏まえて更新をいたしました「案」について御説明をし、御審議を賜りたいと考えております。

委員の皆様方には忌憚のない御意見を賜りますよう、またWE B参加の先生方におかれまし

ても、遠慮なく御意見を賜りますよう、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○小玉課長代理 それでは、会議を始めるに当たり、資料の確認をさせていただきます。

本日の「次第」、「委員名簿」、「配席図」、「審議会規則」のほか、資料としまして、資料1「大阪市一般廃棄物処理基本計画(案)」、資料2「前回の審議会での御意見の反映状況」、計6種類御用意しております。お手元にございますでしょうか。御確認をお願いします。

また、WEBで参加の皆様におかれましては、事前に送付させていただきました資料を御用意ください。

また、御発言をいただくとき以外はマイクをオフにしていただきますよう、よろしくお願ひします。御発言いただく際にはマイクをオンにしていただき、冒頭に御名前をお願いします。

それでは、以降の議事につきましては、原会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひします。

○原会長 皆様、おはようございます。会長を仰せつかっております、原でございます。

委員の皆様におかれましては、本当にお忙しいところ、御参加をいただきましてありがとうございます。では、着席して進めたいと思います。

それでは早速ですけれども、議事に移らせていただきたいと思います。

今回議題として、『新たな「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の(案)』についてとなっております。前回は3月の審議会において「素案」を示していただきました。そのときは、ポイントを説明いただいたかと思います。今回は、その「素案」から内容を変更した「案」というふうに理解しておりますが、前回の審議会から少し期間が空いておりますので、改めてその「素案」のポイントになる部分と変更した点を中心に、お話をお願ひしたいというふうに思います。では、よろしくお願ひします。

○脇坂課長 事務局を担当しております、家庭ごみ減量課の脇坂でございます。着席して御説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

本日の資料は2種類準備しております、資料1が「大阪市一般廃棄物処理基本計画の(案)」になっております。資料2のほうが「前回の審議会で委員の皆様からいただいた御意見の反映状況」について整理したものになっております。本日、お時間にも限りあることから、資料1のほうを使いまして、今回の「案」のポイントなどを抜粋して説明させていただきます。

なお、この資料1の赤くなっている部分が、前回の3月の審議会から修正した部分になっております。少しお時間長くなりますけど、御説明させていただきます。

まず、お手元に資料1を御準備ください。まず、表表紙のほうをお開きください。

こちらは、計画の副題としまして、「Circular Future Action 循環未来アクション」とつけております。こちらの狙いについてですけども、いわゆる「サーキュラーエコノミー（循環経済）」、また循環型の社会を目指していくという意味で「循環」というワードを利用してます。

また、ともすれば、この環境の分野というところは理念的によいことを目指すというところにとどまりがちなところがありますけども、この計画におきましては、市民や事業者など各主体の実際の行動変容につなげていきたい、そういった思いで「アクション」ということにしております。

なお、この「未来」というところですけども、こちらは未来の新技術を導入するということよりは、今回の計画が2038年度までの長期的な計画であることから、持続可能な未来社会につなげていきたいというような考え方で記載しているところでございます。

次に、2ページのほうをお開きください。

図1のほうを見ていただきたいのですけども、こちら、「一般廃棄物処理基本計画と関連計画などとの関係性」を示しております。本計画は、この中心部分、ちょっと分かりにくいですけども中心部分に記載があります「一般廃棄物処理基本計画」は、主に廃棄物を取り扱う計画になっておるのですけども、左のちょっと上のほうに矢印が伸びており、関連計画としまして、脱炭素、カーボンニュートラルについて扱う「大阪市地球温暖化対策実行計画」であったり、海洋プラスチックごみ対策に関する「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画」、また生物多様性の保全と持続可能な利用について定める「大阪市生物多様性戦略」を記載しております。こうした廃棄物以外の分野の計画と整合的・一体的に施策を進めてまいりたいと考えております。

また、本計画につきましては、この下のところですけども、SDGsが目指す2030年の先の2038年度を計画期間としていることから、図の下のところに、「2030年以降の持続可能性」についても触れております。

続きまして、5ページのほうをお開きいただけますでしょうか。

グラフの2のほうを見ていただきたいのですけども、こちらに「ごみ処理量の推移」のほうを示しております。前回の3月の審議会の際には、令和6年度のごみ処理量、すなわち焼却量ということになりますけども、については、まだ6年度の通年の実績がないため見込み量としておりまして、その際は89万トンとなっておりました。今回この確定値としましては88万

トンとなって、1万トンほど減っております。しかしながらいずれにしましても、この社会経済活動の回復、活性化というところとともに、このごみ処理量というところが増加傾向になっているというところになっております。

続きまして、8ページの表3を御覧ください。

こちらでは、前計画のそもそも進捗状況がどうだったかというところをデータにより示しております。Aの列が前計画の目標で、B列が最新の実績、その右の列が進捗状況というところになっております。

まず、一番上の「排出量」について御確認をお願いします。「家庭ごみ」の部分を見ますと、目標が43.9万トンというところに対して、実績が39.3万トンとなっておりまして、この家庭ごみの排出量につきましては、前倒しで取組が進んでいることが確認できます。その下、「事業系ごみ」というところ、事業所や会社から出るごみというところにつきましては、目標が51.7万トンに対しまして、実績が57.1万トンとなっておりまして、前計画の目標達成というのがなかなか難しい状況ということになっております。

次に、その下の「資源化量」というところ、つまりリサイクルの量ということになってきますけども、こちらは「家庭系ごみ」の目標が12.1万トンに対して、8.6万トンと下回っております。ただし、先ほど見ましたように、家庭ごみの排出量自体が大きく減っていることから、その影響もあると考えられます。「事業系ごみ」につきましては0.2万トンに対して、0.1万トンということになっております。

その一番下、「ごみ処理量」、すなわち繰り返しますけども焼却量につきましては、「家庭系ごみ」が目標31.8万トンに対して、30.7万トンとなりまして、トータルでは目標を達成していると。「事業系」については、目標が51.5万トンに対して、57万トンであり、目標を下回っているというような状況になっております。

少し飛ばしまして、16ページを御覧ください。

16ページの上側のグラフ、折れ線グラフが「人口総数の推移」となっております。人口の推計ということになっております。これによりますと、大阪市の人口は、3つ並んでいる線の下になりますけども、今後減少していくということにはなっています。しかしながら前計画の策定時においても、その当時の人口将来推計というのは、大阪市の人口が減少ないし横ばいということになっていたのですけども、実際には今もそうですけども、大阪市の人口が増加しているというところもありますので、その点については留意する必要があるかと考えております。

続きまして、19ページのほうを御覧ください。

ここでは、「今後の方向性」について記載しております。横にちょっと行数が書いてありますので、行数で言いますと、550行目のところから見ていただきたいのですけども、このごみ減量というところを進めていくに当たりましては、普段の活動の中に、このごみ減量の取組をプラスアルファで特別なことをしていくということではなくて、あくまでこの普段のライフスタイル・ビジネススタイルの中で、自然または当然に実施していくと、そういったところを目指してまいりたいと考えております。そういう意味で、ごみを出さない、ものを大切にする未来志向のライフスタイル・ビジネススタイルの転換を促進するために、各主体の行動変容につなげることを意識した普及啓発を行うということとしております。

552行目の後段、増加傾向にあります事業系ごみについて、どうしていくかというところですけども、こちらは「プッシュ型支援」ということで書かせていただいておりまして、具体的には、能動的に事業者の相談に乗ると。各業種業態ごとの事業者の課題に応じた助言や支援を行うというようなところを実施してまいりたいと考えております。具体的な施策は、後のページでまた御紹介のほうをさせていただきます。

次に、22ページを御覧ください。

こちらは、これまでの議論の復習というところにはなりますけども、3が「計画期間」というところになっております。先ほども述べましたように、本計画の計画期間というところは2038年度までの13年間とさせていただいておりまして、計画の中間時点で、ごみの進捗状況を点検評価し、令和14年度を目途に計画の見直しを行う方向としております。

4「計画目標」につきましては、令和20年度のごみ処理量を84万トンとしておりまして、分野別の目標として、プラスチックごみと食品ロスの目標も立てることとしております。

次に、23ページのほうを御覧ください。

こちらでは、「計画量」の考え方を示しております。

676行目から、「考え方」を記載しております。比較する基準年度につきましては、令和6年度のごみ排出量を基準としております。そこから今後、実施及び計画している減量施策の効果を加味し、令和20年度のごみ排出量を予測しております。表4でいいますと、ごみ排出量の部分になります。

次に、分別リサイクル施策の効果を差し引いて、最終的なごみ処理量を推計しています。表4でいいますと、資源化量の部分とごみ処理量の欄になります。具体的な数字で確認しますと、685行目について、97万トンから94万トンまで削減するというところ、これは表4の対

応でいいますと、ちょっと四捨五入をしている関係で少し見にくいですけども、96.9ということで、一番上のところ「ごみ排出量」のところから、その横の93.8万トンというところを意味しております。ただし、この事業系ごみにつきましては、（注）というところに記載がありますけども、実際には、この57.1万トンから55.2万トンに右肩下がりになるということではなくて近年増加しているところを踏まえまして、一時的にこの59万トンまでは少なくとも増加するだろうということで見込んでおります。ここに書いておりるように、大阪・関西万博期間を含む今年度、7年度の事業系ごみの処理量の実績を基に予測しております。

次に、689行目につきまして、「資源化量」、9万トンから10万トン増量というところにつきましては、表4でいいますと、上から2つ目の資源化量というところで、8.7万トンから10.1万トンというところになります。

693行目の「ごみ処理量」、88万トンから84万トンまで削減というところにつきましては、表4でいいますと下から4行目になりますけども、88.2万トンから83.7万トンまで削減という部分になります。

以上をまとめますと、表の増減欄の一番下の部分になりますけども、「家庭系ごみ」につきましては、右下の部分です。差引2.4万トンの削減を目指すと。「事業系ごみ」につきましては差引2.1万トン、先ほど申し上げましたように一時的な増加を加味すると、それ以上のごみ減量を目指すというところになってまいります。

これ以降、このために具体的にどのようなごみ減量施策を取っていくかというところを御説明しあげます。

26ページを御覧いただけますでしょうか。

778行目を御覧ください。さきに述べましたように、普段のライフスタイル・ビジネススタイルの中で取組を促進していくということを目指しております、普段の生活の場を通じて持続可能な循環型の未来社会を目指す取組につきまして、キャッチフレーズといいますか、「Push for Eco!（大阪エコ推し）運動」として、情報発信や働きかけを行ってまいりたいと考えております。この「Push」の押すというところと、推奨していく、愛着を持って取り組んでいくというところの「推す」というところをかけてつくっております。

次に、27ページのほうを御覧ください。

792行目からですけども、この「普及啓発の方法」としまして、ごみの排出状況や課題というところをアンケートなどいろいろな方法により、もう少し細やかに把握し、例えば分別ができるていないにしても、分別方法が分かりにくいのか、それともそもそも何のために分別する

か分からぬからしないのかなど、そういったところを確認しまして、それに応じた分別排出率の向上策につなげていきたいと考えております。

次に、818行目を御覧ください。この「ごみ減量の取組」につきましては、プラスチックの焼却など温室効果ガスによる地球温暖化と密接不可分の関係にあることから、国のはうで、この脱炭素で呼びかけている国民運動で「デコ活」、「Decarbonization」ということの略ですけども、そういったキャンペーンがありますので、そういったことと連携した啓発も実施してまいりたいと考えております。

次に、821行目、「分野別目標」としております、プラスチックごみと食品ロスの削減を目指して、小売事業者さんと連携して、消費生活の場を通じた啓発を行ってまいります。お配りしている資料の一番下のところに、この協定の締結に関する資料がありますので御覧いただけますでしょうか。WEBのはうでは画面に投影させていただきます。

こちらは、10月1日に締結式を行ったばかりの取組ですけども、この内容としましては、ちょっと下のほうに行っていただきまして「協定の概要」というところを見ていただきますと、プラスチックに係る資源循環や食品ロスの削減に向けた意識改革、ライフスタイルの変革を目指す取組を、市民・事業者・大阪市が協働して執り行うということで連携協定を結んでおります。事業者さんにつきましては「キックオフ」というところで、下の2というところに書いてありますけども、スーパーさんであったりドラッグストアさんであったり、また百貨店の方であったり参加いただいたおりまして、こういった取組をまた拡大しつつ、様々取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

また資料1に戻っていただけますでしょうか。

次に、この27ページの824行目から28ページにかけてですけども、このライフスタイルと関係が深い「衣（ころも）に関する取組」となっております。こちらも国において推奨されております、持続可能なファッショングの取組「サステナブルファッショング」という流れがありますけども、そういった中でリユースやリペアなど、ファッショングロス削減に向けて、市民の方が取り組める対策について啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、「事業者向けの取組」になります。28ページ、831行目からを御覧ください。廃棄物の企業における取組となりますと、企業におかれましては総務の担当者などが主に取り組む場合もあるかと思いますが、一人一人の、実際に取り組む従業員にも分かりやすい資料ということを意識した情報発信を行ってまいりたいということで考えております。

続きまして、835行目を御覧ください。大阪市内では20万近い事業者がおられますこと

から、優先順位をつけた取組を進めていく必要がございます。そうした中、特に減量の余地がある、資源化可能な紙類やプラスチックの混入率が高い業種へ、優先的に個別訪問の手法による啓発を実施してまいります。

838行目ですけども、こちらは条例の定めにより、事業者から提出された減量計画書や取組状況につきまして個々に分析し、ごみ減量につながる取組を積極的に提案していくなど、さきに説明しました、「プッシュ型」でのサポートというのを行ってまいります。

次に、847行目、近年増加しているインバウンドを含む「来阪者関連の取組」として、大規模な集客施設や宿泊施設に対しまして、ごみの発生抑制の取組を促すとともに、利用客に対する取組を実施してまいります。

同じページ、857行目は、先ほど紹介しました「Push for Eco!」の運動のことを記載しておりまして、エコバッグでありますとかマイボトル、詰め替え商品や代替品の選択などの啓発を実施してまいります。

29ページの881行目から、「食品ロスの取組」を記載していますけども、こちらにつきましては、52ページからの第4章に別建てで整理してまとめておりますので、こちらは後ほど紹介いたします。

32ページの961行目を御覧ください。こちらから、いわゆる「リサイクル」に関する記載になっております。これまで、行政では、分別をどうやってやるかとか捨て方をどうやってやるかということを中心に啓発してきておりますけども、こちらに加えまして、分別収集した資源が実際何にリサイクルされているのかとか、どのような流れで資源が循環していくのかというところを市民の皆さんに示していく。これを「見える化」ということで言ってるんですけども、「見える化」ということを行うことで、分別意識を向上してまいりたいというふうに考えております。ちなみに、この「見える化」の他都市の事例でいいますと、例えば九州のほうでは、収集したプラスチック資源を学校の机の引き出しにして使ってもらうとか、また東北のほうの取組は、ボランティア清掃用のごみ袋にしたりするということで、集めた資源の循環について見える化を行っている事例がございます。

次に、33ページを御覧ください。

995行目を御確認ください。近年、この民間事業者が自社の製品や販売品などを資源として自主的に回収して、再度リサイクルにするというような取組が広がりつつありますことから、こうした取組を官民連携で取り組むということも検討してまいります。

同じく、997行目になります。こちら廃棄物や不用品に手を加えて、元の製品より付加価

値の高いものをつくり出す「アップサイクル」というところ、まだまだ知名度というのではなくないと認識しておりますけども、こちらのほうを普及啓発していくことで、リユースなりリサイクルを促進してまいります。このリサイクル品というところにつきましては、どうしてもコストの観点から非リサイクル品に比べると高くなりやすいというような、手に取ってもらいにくいという課題がございますことから、リサイクル品ということで逆に付加価値というものを感じてもらえる、そういういた啓発を行ってまいりたいと考えております。事例としましては、例えば京都府亀岡市さんにおいて、役目を終えたパラグライダーをバッグにする取組などあるのですけども、もう少しその身近なところで、例えばペットボトルのキャップを使ったアクセサリーづくりなど、そういういた取組からでも、草の根的に啓発を行ってまいりたいということで考えております。

同じページの1017行目を御覧ください。こちらは、「アパート・マンション対策」について記載しております。このアパート・マンションにつきましても、事業所と同じで箇所が非常にたくさんありますので、その中から一定データとして排出量が多いところの把握ができるので、優先順位として、そういういたところから排出調査、排出指導を行ってまいりたいということで考えております。

34ページを御覧ください。

1056行目を御覧ください。本市が行う事業者への立入検査の際に、ごみの保管状況などを確認し、分別ができていない原因や理由を確認、改善策を提案していくとともに、1回限りということではなく、フォローアップも積極的に実施してまいりたいということで考えております。

37ページから40ページにかけては、「適正なごみ処理体制の確保に向けた取組」、

41ページから50ページにかけては、「ごみ処理の主体」「施設の一覧」等を掲載していますが、変更点が少ないため、ここでの説明は割愛をさせていただきます。

51ページまで飛んでいただきまして、1511行目を御覧ください。本市のほうでは「組成調査」といいまして、ごみのサンプリング調査というものを実施しておりますことから、そのデータに基づきまして、効果分析や検証というのを毎年度行いながら、本計画の進行管理ということを丁寧に行ってまいりたいと考えております。

52ページからは、「食品ロス」。先ほど申し上げました食品ロス対策に特化した「食品ロス削減推進計画」になります。52ページのタイトル部分につきましては、今回副題ということで挿入しております。日本の文化であります、「もったいない（Mottainai）」というところ

をキャッチフレーズに、食品ロスの対策を進めてまいりたいということで考えております。

53ページの1558行目のところですが、この「食品ロスの削減推進計画」につきましても、計画期間につきましては、令和8年から20年ということで、一体的に進めてまいります。

ここから、食品ロスに関する施策も幾つか紹介してまいりたいと考えております。

59ページのほうを御覧ください。

1752行目になります。こちらは再掲になりますけども、さきの「小売業者との連携協定の取組」などによりまして、「てまえどり」などの購買行動など、消費者の啓発をしてまいります。

同じく、1764行目、「家庭でできる対策」としまして、食材の定期的なチェックというところがありますので、こちらを毎月の月末というところから30日と10日にチェックするということを推奨することで、これを「30・10（さんまるいちまる）家庭版」ということで呼びかけてまいりたいと考えております。

めくっていただきまして、60ページの1770行目です。近年、「SAF」といいまして、持続可能な航空燃料ということで、航空燃料を脱炭素化するという取組が広がっております。その材料の1つとして、この廃食用油、油ということがあります。実際大阪市のほうで、その利用用途して、そのようにできるかどうかというのは今後の検討事項になってくるのですけども、いずれにしましても、この家庭からの廃食用油のリサイクルについて、検討を進めてまいりたいということで考えております。

61ページの1812行目を御覧いただけますでしょうか。事業系の食品ロスの削減のためには、やはり食べ残しの削減というところが重要になってまいります。その点につきまして、「食べ残しの持ち帰りカード」を飲食店に配布しまして、消費者が持ち帰りの意思表示をやすくなるための環境整備を行ってまいります。こちらのカードは多言語版、インバウンドの方にも対応できるように作成することとしております。

1815行目、少しややこしいのですけども、先ほどの「30・10」の「外食版」ということもございまして、この「30・10」は何かといいますと、宴会の最初30分と最後の10分は、お料理を楽しむことで食べ残しを減らしましょうという運動も進めてまいりたいと考えております。

1831行目になります。これまで、この「フードバンク」といいまして、要らなくなった食べ物を預かって、食べ物に困っている方にお配りするという、そういった取組がありますけども、主に家庭向けの取組として「フードドライブ」ということで実施してまいりましたが、

民間事業者様からも、例えば防災で使った非常食などを有効活用したりなど、一定ニーズがあるということが分かっていますので、今後は民間事業者さんとフードバンク活動とのマッチングということを実施することで、食品ロスのさらなる削減を目指してまいりたいということで考えております。

62ページになります。

1845行目を御覧ください。政令指定都市でございます大阪市のほうでは、この「国際機関と連携した取組」にも力を入れておりますし、食品ロスということもテーマに、会議やワークショップ、また研修などを通じて、食品ロスという観点からも国際的に貢献してまいりたいと考えております。

大変駆け足になりましたが、事務局からの説明は以上になります。よろしく御審議のほう、お願ひいたします。

○原会長 御説明ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから、「一般廃棄物処理基本計画（案）」についての説明がありました。これに対しまして、委員の皆様からの御質問、御意見等を受けたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。資料1と資料2、資料2は前回の審議会での意見の反映の状況ですけれども、これも含めまして何かありましたら御意見等をいただきたいと思います。WEB参加の委員の皆様、それからこの会議室におられる皆様から、どちらからでも結構ですので、お願ひしたいと思います。なお、WEB参加の場合の委員の皆様につきましては、挙手ボタンでお知らせをいただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

では、野村委員、よろしくお願ひします。

○野村副会長 野村です。御丁寧に説明いただきありがとうございました。非常によく分かりました。

その中で、ちょっとあえて聞きたいことがあるのですけれども、目次を見ていると、第4章に食品ロス削減推進計画というのが一章別建てでされてますよね。今回やっていかれるに当たって、その食品ロスだけでなくプラスチックごみも削減をしていくというのも大きな目標の一つになってくるかと思います。こちらのほうというのは章立てにして、さらにもう少し進化していくというような御予定というか、お考えはないのでしょうか。

○脇坂課長 事務局の脇坂でございます。御質問ありがとうございます。

実は、この第4章の「食品ロス削減推進計画」というのは、急に入っていて何だろうという

感じはあると思うのですけども、「一般廃棄物処理基本計画」というのは体系としまして、「廃棄物処理法」という法律に基づいて策定することになっておりまして、それを受けた計画になっております。その後に実は、この資料1の2ページを見ていただくと分かりやすいのですけども、この図1で、先ほどの「廃棄物処理法」からというところが、真ん中の「一般廃棄物処理基本計画」のちょっと箱の右のほうから上に伸びて「廃棄物処理法」というのがぶら下がっていると思うのですけど、ここから法定計画となっております。

この基本計画の右側に「食品ロス削減推進法」というのが書いてあると思うのですけども、この「食品ロス削減推進法」の中で、「廃棄物処理法」と別途に、「食品ロス削減推進計画」をつくることを努める努力義務として定められておりまして、それを受けたものがこの第4章ということになっております。あえて個別につくることももちろんできるのですけども、いずれにしましても、この食品ロスというところが結局のところ、この捨てられているごみの中にはどれぐらい含まれているかというような、ごみの問題と極めて密接不可分というところがありますので、国のほうの策定マニュアルのほうでも、整合的・一体的につくることが推奨されておりますので、「一般廃棄物処理基本計画」の中に入れ込むような形でつくっているというような経過がございます。

先生の御指摘の趣旨は多分そういうことではなくて、プラスチックも重要な取組なのでということなのかなとは思っておりますけども、そういった意味で、先ほどの説明の中でもありましたけども、まずは分野別目標として、それぞれ食品ロスとプラスチックの削減目標、資料1の22ページのほうの目標というのを立てることで、しっかりと全体の中だけではなくて、それぞれの進捗というところを見ていくというところにさせていただいておりまして、施策については、ちょっと見せ方のところがあるかもしれないんですけども、具体的な施策の中でプラスチックということで書いていると。例えば資料1のほうで、28ページの852行目のところの「プラスチックの削減」というような、こういった立て方で見せるというような形で今整理しておるところでございます。説明は以上でございます。

○野村副会長 ありがとうございます。図1を見ていて余計そう思ったというところが実はあって、食品ロス削減推進法がちょっと右側に1つ出ていて、さらに右のほうにプラスチック資源循環法もあるので、立てつけ的には、もうそれがやっぱり大事だから、いざれはそこを何か。もちろん中で、第3章のところでは多分書かれていることにはなると思うのですけれども、何となく片っぽだけが出てて、片っぽが出てないというのはちょっとやっぱり違和感を持つというか、やっぱり二本立てじゃないですかねというのは思ったので、また考えていただけ

ればいいかと思います。

○脇坂課長 ありがとうございます。少しちょっと見せ方、もう少しプラスチックというのが際立つような形ができないか、検討させていただきます。

○原会長 それでは、ほかいかがでしょうか。

WEBのほうから大久保委員、手が挙がっておりますので、よろしくお願ひします。

○大久保委員 大久保でございます。ありがとうございます。

赤字の部分、様々な観点に配慮して、現在的な課題に総合的に対応した内容になっているというふうに、目配りが総合的に効いた内容になっているというふうに拝見しました。それを前提としてですけれども、そういうふうに高く評価した上でですけれども、4点、質問、コメントがございます。

1点目は、821行の協定で、先ほど協定の具体的な取組も御説明いただいたのですけれども、中身は例えば、象徴的な取組として以前のレジ袋削減のような、何か小売ベースでの象徴的な取組の具体例というのが、次のターゲットとして掲げていると分かりやすいと思うのですけれども、例えばお総菜のプラスチックの容器とか、何かそういう書き込めるようなものがあるかどうかということをお伺いしたいのが第1点目です。

第2点目は、848行ですけれども、ホテルについて、利用者に対する効果的な啓発という内容が入っていたと思いますが、通常はホテル事業者さんの場合に、ホテル事業者さんがプラのものを、洗面用具も含めてなくすというような事業者さんベースの取組というのが利用者に対しては一番効いてるというのが現状ではないかと思うのですけれども、これ利用者に対して、市として何をするのかということをお伺いできればと思います。

それから、3点目は1018行目、アパート・マンション対策ですけれども、これは所有者・管理者に、特にもう既に排出量の多いところを把握していらっしゃるということですけれども、うまく分別ができるない部分について、戸別のお宅以上に、戸建て以上に、例えば高齢者で自分でうまくできない、あるいは外国人の方が多いとか、そういう特徴があるかと思うのですけれども、そうすると指導ベースで何をするのかという内容が、そうした部分について管理者・所有者に何をさせるのかということを少し、もう少しそういう具体的な問題に寄り添って考える必要があるかなと思うのですが、そういう内容は、既に例えば要綱のような形で考えられているのかどうかというのが3点目です。

あと4点目は、より抽象的ですけれども、その万博で今ごみが増えました。これは来場者数もかなり多いので仕方がないことだと思うのですけれども、それだけですとちょっと寂しい感じが

いたしまして、万博から学んだこと、例えばこういう施策がごみを減らすことに、あるいはリサイクルに有効でしたとか、あるいは各国様々な国が来られていますので、様々な国のこういう取組から学びましたという「レッスンフロム万博」ということが中に入つくると、少し前向きの国際会議などでの発信で、先ほど食品ロスの話が出ましたけれども、逆に国際社会から学んだこと、あるいは万博から学んだことを発信していくというようなこともあると、万博の話としては少し積極的なメッセージになるのかなと思いましたので、そういうことがあるかどうかということを、コメントに近いですけれども御質問させていただきます。以上、4点です。

○原会長 では、お願ひします。

○脇坂課長 御意見ありがとうございます。

4点あったと思うのですけども、まず1点目の、協定に基づく取組で、具体的に何かもう少しはあるかという御質問だったと思います。今回、実は小売事業さんのほうから、この協定というのは結ぶことが目的ではなく、実際の取組につなげていくということが大事なので、実際にどういった取組に御協力いただけるかというところを各事業者さんごとに出していただいております。それで項目はたくさんあるのですけども、幾つか御紹介さしあげますと、例えばプラスチックのことでいいますと、軽量トレーとかノントレーによるプラスチックの使用の削減でありますとか、詰め替え商品の促進でありますとか、また店頭リサイクルの回収でありますとか、P B商品への再生P E T樹脂を使用したボトルの取扱いでありますとか、そういったものがございます。食品ロスの削減に向けた取組というところで申し上げますと、これは資料1にも書いてありますけど、「てまえどり」の推進でありますとか、あと消費期限の近い食品の値引き販売というところ、また小分け販売の実施でありますとか、量り売りの実施というところを細かく各事業者さんに取り組んでいただける項目というのを申請していただいております。そういったことも踏まえまして、そういった取組というのを消費者、また事業者側に知つていただくというところで啓発を進めてまいりたいというところで考えております。

○中部課長 2点目ですけれども、一般廃棄物指導課長の中部でございます。

先生お尋ねの件がホテルの関係で、ホテルでいいますと事業者と、そこに泊まる宿泊者のことでおっしゃっておられたと思うのですけれども、ホテルに対しまして、今インバウンドの宿泊者も多数訪れております。ちょっと我々今考えておりますのは、おっしゃられたように、ホテルで宿泊された方が部屋でごみを排出されるということで、それらが最終的にはホテルのところに集まって、事業者としてごみを排出するわけですけれども、なかなか総じて、ホテルとか宿泊施設で分別がきちんと徹底されるとか、なかなか難しいというふうな状況になってござ

います。特に今外国人の方も訪れておりまして、この日本の分別のルールできちんと分けていただくことが、最終的にその事業者から分別して排出されることにつながるのではないかと考えております。先ほど来、そのプッシュ型支援ということで御説明しておりますけれども、そうした宿泊客に分別を促すような提案、各部屋ですとかエレベーターホールですとか、そういうところで分別ができるような取組を促したりですとか、あるいは外国人のお客さん向けに、その分別の仕方の啓発ですとか、いずれにせよ、それぞれの宿泊施設の状況も確認した上でのことになりますけれども、そういう宿泊者の方にも分別に取り組んでいただくことで、ホテルとしての事業者の排出が、分別が徹底されるようなところに向けていけたらと思っております。

○脇坂課長 続きまして、3点目のアパ・マンのほうの御質問があったと思います。そのアパ・マンのほうにつきましては、この間の議論でも分別排出率が悪いんではないかというところの御意見もあり、実際にもよくないということで、この資料1のほうにも組成分析の結果というのは載せておるので、そういった原因というのは、一つは一戸建てでいいますと、大阪市では軒先といいますか家の前に出すということなので、その出されているごみが誰のごみかというのが基本的には一目瞭然というところはあるのですけども、この共同住宅、アパート・マンションでいいますと、通常そのごみの保管場所、もしくは排出場所というところにまとめて出すというところがあるので、なかなか誰が出したのかというところが曖昧になるので、その辺が一つ原因としてあるのではないかなということでは考えております。

そうしたところで啓発というところをどういったところとするかというところですけども、二通りのルートがございまして、一つはマンションにつきましては、まずはそのマンションの管理者さんがしっかりとしていただきたいといけない。よくマンションの住民の方から、ちょっとごみの捨て方が分からぬというのがダイレクトにこの大阪市のほうに入ってくるということもあるので、まだまだそのマンションの管理会社なりの方から、住民の方にどういう分別かというところが周知いただけていない。結構基本的なことですけども、そういう部分が必要なのかなというところと、そういった部分について、ごみの分別に関する掲示ができるようなもの、そういったものを配るということが一つございます。

あと、そのごみの分別の出す場所、大体そのごみをいつでも出せるといったらあれですけども、ごみの保管場所というのが通常あると思うのですけど、そのごみの保管状況というところがちゃんと分別できているのかというようなところ、そもそもその分別できるような形になっているのかと、そういったところが一つあるのかなというふうに思っております。

また、この管理者、排出場所ということもそうですが、このアパート・マンションで、

この許可業者といいまして、大阪市の許可を出した業者が収集している場所というところもございます。そういったところにつきましては、その許可業者を通じまして、こういった分別をちゃんとできるようにということで、許可業者を通じた指導というところをしておるところでございます。アパート・マンションにつきましては、以上です。

次、4点目、万博についてお話しさせていただきます。

○中部課長 一般廃棄物指導課長の中部です。

先生お尋ねの件と少しずれるかも分からないですけれども、万博の今開催に当たって、ごみの関係でいいますと様々な分別、そしてリサイクルができるだけ廃棄物を減らすといった取組がなされております。紙類ですか割り箸・紙おむつ・生ごみ等、それぞれリサイクルを行つておりますし、あと個別のパビリオンでも、日本館で、そのバイオガス発電なども行われております。そのごみのリサイクルの関係でいいますと、試験研究で、例えば紙おむつがなされているとか、割り箸もバイオエタノールにリサイクルしてるとか、今の万博で行っておる取組でいいますと、その試験研究ですか、あるいは市外の受入先に搬入していってるといった状況でございます。万博閉幕後、これらのできる限りリサイクルを行うといった取組を大阪市内の方々でもなかなかできればいいとは考えておるのですけれども、現状では市外の受入先の方々に、この万博のところも持つていてるような状況でして、閉幕後、大阪市内や近隣自治体で、こうした受け入れの環境のところをしっかりと状況も把握して、変化していくところも把握していくまして、こうした新たなリサイクルのところについても検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

○原会長 はい。4点ありがとうございましたが、大久保委員、いかがでしょうか。レスポンスがあれば、ぜひよろしくお願ひいたします。

○大久保委員 ありがとうございます。今の御説明で、3点目のアパート・マンションに対して、やはり事業者・管理者にきちんと説明を義務づける、分かる言語に義務づけるということがまずは基本なんだと思いますが、面白かったのは協定のところで、ノントレーの取組とかバラ売りの取組というのにも御参加いただけるということで、どういう規模のところがどういうところでそういうことがうまくいったのかというような、今後の発信に期待したいと思います。ありがとうございます。

○原会長 何かありますか。

○脇坂課長 先生おっしゃるとおり、そのようなノントレーみたいな話というのは、定着していると言い難いといいますか、消費者側がそもそも受け入れるかどうかというところもあると

思いますので、そういう取組を広く発信して、受け入れられる社会的受容性といいますか、そういうところを高めていけたらなということで思っております。よろしくお願ひします。

○原会長 貴重なコメントありがとうございました。

4点目は、いろいろ万博で取組があるということの事例を説明されたのですけども、大久保先生のコメントの一つというのは、そういうところから得たレッスンなりを少し取り込んでいて、それも市の中でも活用していきますというようなメッセージ性みたいなものがもう少し出てもいいのではないかということも入ってたのかなと思うのですが、そこはいかがでしょうか。大久保先生、そういうところは少しお考えだったということですね。私の理解はそうだったのですけど。

○大久保委員 おっしゃるとおりで、趣旨としてはそうだったのですけれども、書き込むところまでは難しいというお答えだったのかなと思って伺っていましたけれども、もしさういうことができるのであれば、より大阪市らしい、あるいはちょうど今の改定にいいのかなとは思いました。

○原会長 そういうコメントもあったという、いかがですか。もし何かあれば。

○脇坂課長 家庭ごみ減量課の脇坂です。

どういった形、例えばコラム的な形で、万博でこういった取組がされていたみたいな形になるかもしれないんですけども、何かしらせつかくこの万博のほうで行われた取組というところを、書ける部分がないかというところは検討させていただければなと思っております。

○原会長 そのようなことで、万博イヤーということもありますし、非常にタイミング的にもそういうところで得た知見をというものは非常に重要なかなと思いますので、何かしら可能な範囲で、少し御検討いただけるといいかなというふうに思います。

それではほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

では、島田委員、WE Bからよろしくお願ひいたします。

○島田委員 島田です。御説明ありがとうございました。

私のほうからは、2ページの図1のところで、この計画が関連計画と関連しているという初めにお話があり、特にこの一般廃棄物処理基本計画が関連計画として、この表の緑色のところの地球温暖化の実行計画とブルー・オーシャンと生物多様性の計画と整合を図っていくという御説明だったのですが、これ結局は、具体的にはこの一般廃棄物処理基本計画で進めるそのごみ減量とかリサイクルの取組が、こちらの温暖化や大阪ブルー・オーシャン、生物多様性などの取組にも連携できて貢献できるという意味合いだと私は理解しています。その観点で見ますと、

この計画の中で、その温暖化に関しては、27ページのところの818行目ですか、ごみ減量リサイクルの取組が脱炭素につながる、いろんな活動と連携して啓発するというところがちょっと出てきます。ただ、その大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの話だと、国際的な取組の37ページの1119行目ですかね、海洋プラスチックなどというところで出てくるのみになつてているのですが、もう一回ちょっと27ページのその818行目のところの脱炭素につながるというのが、実はそのごみ減量と政府の取組というのは大阪のブルー・オーシャン・ビジョンの実行計画で進めている内容が、その海洋に出てしまつたプラスチック問題ももちろん議論してゐるのですが、要は、ごみ減量・リサイクルが進んでプラスチックのごみというものの対策が進むことが海洋プラスチックの問題にもつながるというところを、この818行目から書いている脱炭素につながるところで啓発していただくというところに対応するような話ですので、もし可能であれば、ごみ減量というかプラスチックなので、どこに書くべきなのかはちょっと考えないといけないのですが、この一般廃棄物処理基本計画のプラスチックのそのごみの対策が連携しようと整合を図ろうとしている大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実行計画のほうにも連携してやっていったほうが効果があるというようなことを、少しここで書いていただけたらありがたいなというのをちょっとコメントとして申し上げたいと思います。

というのも、私、大阪市のこのブルー・オーシャン・ビジョン実行計画の検討部会というものの委員をしておりまして、そちらの議論で、やはりこの計画は、そのプラスチックごみの廃棄物のほうの大坂市の対策や啓発等が連携しないといけませんよねという、そういう話になっておりまして、なので、できる限りこちらのブルー・オーシャン・ビジョンのほうの実行計画にも、大阪市のプラごみなどの施策と一緒に連携して啓発、市民へのいろんな啓発活動、広報活動にもリンクしてやっていこう、できたら部局間でちょっと連携して何かやっていけるようになれたらいいですよねということを言ってまして、ですので、今度こっち側の一般廃棄物処理基本計画のほうでも、せっかくこの図1に整合を図るというふうに書いていますので、少しそういう計画との連携などを、連携というか、この計画、両方の計画を推進するので、両方の計画に対して貢献できるというようなことが見えるようなことを書かれたほうが、よりいいのではないかなと思いましたので、可能であれば、どこかに図1で示している整合の少し内容を書かれたらいいのではないかなと思います。そういう意味で、生物多様性の戦略が、じゃあこっちにどうつながるかとなると、これは少し具体的に直接にダイレクトにつながるものではないと思うのですが、脱炭素と生物多様性というのはつながってますし、そこまで言わなくていいと思うのですが、ブルー・オーシャンのほうは、確実にプラごみ対策とのつながりが重要と

なってきますので、少し、どこに入れるかというのは、今のこの27ページのここは、ごみ減量と一般的なものですが、そこでちょっとプラごみに限定していただいてもいいのですが、ブルー・オーシャンというか海洋プラスチックごみ対策につながる、何かブルー・オーシャンの実行計画と連携して啓発するというような感じで、どこかに書き込んでいただけるとありがたいので、御検討をよろしくお願ひいたします。以上です。

○原会長 ありがとうございます。

事務局のほうから、何かございますか。

○脇坂課長 家庭ごみ減量課の脇坂でございます。御意見いただきましてありがとうございます。

御指摘のとおり、2ページの図のほうには整合と書いているのですけど、ちょっとそのつながりというところが一般の方が見たときに、ちょっとどうつながっているかというのが確かに分かりにくい部分があるのかなと思っておりますし、ブルー・オーシャンの実行計画の見直しが進められておりますけども、その中でもごみ減量・3Rというところは取組として書かれているところなので、脱炭素だけでなく、この海洋ごみのブルー・オーシャンに関しても、結びつきが分かるように書かせていただきたいなというのが1点と、あと生物多様性についても御指摘のとおり、少しほつながらりが分かりにくいですけど、例えばこの資源を大切にするというところで森林資源の枯渇というところについて、伐採とかをやめることで生物多様性につながるというところであったりとか、結局、海洋ごみが少なくなると海の海洋汚染がなくなつて海洋の生物の影響というところにも貢献するというようなところはあると思いますので、その2点につきまして、もう少しほつながらりということが分かるような、フレーズといいますか書き方を、幸いにも、その事務局のほうは同じ環境局の中にありますので、調整して、また検討のほうを進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○島田委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。市民の方も、ごみの問題にいろんな活動をするということが、実は脱炭素にも海洋プラスチックの問題や生物多様性にもつながるというのをよく理解していただければ、さらにやる気が、やる気というか皆さんもっと、いろんなことに、この活動に参加したことでつながるんだというのを知つていただけたほうが、より積極的に加わっていただけると思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○原会長 ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見等はございますでしょうか。

では、川瀬委員から、お願ひします。

○川瀬委員 近畿百貨店協会の川瀬でございます。

今日、拝見させていただいて、ちょっと意見を1つと感想を1つ、それから質問を1つと、一応この3つ、お願ひしたいと思います。

今までの審議会で、私、排出事業者のほうの立場で、百貨店ですから結構バックヤードもあれば自分たちで食品をつくって、それで食品のロスが出るとか、あとお客様からもごみが出ますしみたいな話がありまして、そのときに分別の難しさということで、その辺り、検討をちょっとお願ひしたいなということですと言つてたのですけども、34ページのところの事業系ごみ減量推進というところがありまして、35ページのところの1096行目です。「ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、従業員にも分かりやすい資料等による情報発信に努め」と、非常にありがたいです、これ。いいなと思っていまして、このときのちょっと表現だけですけども、「従業員」というの、もしあれだったら、要は、事業者の従業員とか、誰のと。いきなり従業員と出ちやつてるので、一般家庭ごみのところは市民の皆さんとか、あなたと言ってるんですけども、ちょっとその辺り、従業員とほんと出ちやつたので何の従業員かなと一瞬思ったので、ちょっとその辺り、もうちょっと丁寧にしていただけだと我々としてもすごく動きやすいなということで思いました。というのが1つです。

それから、これはほんとに感想ですけども、33ページの分別排出の徹底という欄の1012行目です。「家庭系ごみ収集における分別排出を徹底するため、分別排出を守っていないごみ袋は収集せず、残置した上で適正な分別排出を求める啓発」と、結構厳しいですよね。これふだん、もしかしたらされているのかもしれないんですけども、そういうときというのは、ちょっとどんな反応が。実際に起こってることがあると思うので、結構僕厳しいなというふうに思いましたので、これも感想みたいな話ですけども、具体的にその後何が起こるかということを、具体的な例がもしあれば教えていただければなというのが1つです。

それから質問というのが、23ページのごみ処理量です。家庭系ごみ、令和6年度39.3万トンで、令和20年度で目標が38.1、1.2万トンの削減ということでよろしいですね。ちょっとこれパーセンテージにしてみたら、96.9%で3.1%の削減という話がありまして、16ページのところで人口推計ございましたですね。ちょっとさっき計算してみたのですけども、2025年が184万人、今推計値ですけども、2035年で見てみたら172万人ということなので、93.5%で6.5%が減ってるな。2020年を基準にして2035年の対比で見ると101.8%、ちょっと増えてるななんて、減り具合ってこんなものなのかとは思ったのですけども、2020年対2040年で人口の推移を見てみると、やっぱり9

5. 8みたいな話なので4. 4%で、さっき申し上げた家庭系ごみの減りが3. 1%ということは、1人当たりが多くなるのかなとちょっと思ってみたり、組立がいまひとつ分からなかつたので、教えていただければなというのが質問です。以上でございます。

○原会長 それでは、3点ありましたけども、事務局のほうから、よろしくお願ひいたします。

○脇坂課長 事務局の家庭ごみ減量課の脇坂でございます。

まず1点目につきましては、表現として、事業者の従業員ということのほうが分かりやすいということですので、こちらの点につきましては修正のほうをさせていただきたいと思います。御意見のほう、ありがとうございます。

2点目につきまして、この残置というところの御質問があつたと思うのですけども、この大阪市のごみの収集作業、先ほども少し申し上げましたけど、特徴としまして各戸の収集というところがありますので、その家の前に置いてあるごみは誰が出したか分かるというところで、この残置という取組が一つ有効というような状況にございます。

残置の仕方としましては、具体的にはシールを貼って置いていくというようなことになりますので、置かれたほうからするとどうなるかというところで言いますと、分からぬ方は一つ問合せでこられると。何で置いていかれたんですかというところがあつて、そういう会話の機会といいますか、これはこういうことですよと。見たらすぐ分かるという方もたくさんおられると思いますけど、そういった問合せのきっかけとなるということで啓発につながると。また、ごみを出されるとそのままになるということなので、やはり規制というわけではないでしょうけども一定の抑制効果があるということで、ちなみにこれは民間委託しているところにも同じような取組をしていまして、民間委託事業者を通じて、こういう残置の取組というところを進めておるところでございます。

そして最後、この人口というところが減っていっているというところをどう見るかというところですけども、P 1 6ページを御説明したときに少しだけ申し上げたのですけども、そもそも今先ほどの現行計画のごみ処理の状況としまして、8ページのところで家庭系ごみというところが減っているというところを御説明しました。この一方で、人口というのは増えているというようなところ、人口が増えつつもごみは減っていると。この人口とごみの量というところがちょっとなかなか比例しにくくなっている部分があるというのが1点と、あと先ほどの人口推移のところで申し上げましたけども、この将来推計というところがなかなか実際にそうなるかどうかがちょっとなかなか難しいと言いますか、分からぬというところもありますので、いろいろ考え方はあるとは思っているのですけど、今回この家庭ごみの将来の推計をする際に

は、1人当たりのごみ量というところは加味せずに、そのまま横置きしているというような検討。その上で、ごみ減量施策というところで今回の計画を立てております。今後、進捗状況を見ていくときに際しましては、実際の実績の人口というところが分かりますので、そういった中で実際に増えている、減っているというところと人口の関係というところは見てていきたいなということで考えております。以上でございます。

○原会長 よろしいでしょうか。

○川瀬委員 ありがとうございます。

○原会長 もし何かございましたら、ほかいかがでしょうか。

では、分部委員、よろしくお願ひします。

○分部委員 パルコープ理事の分部です。

ごみ削減の件ですけども、トレーのほうの件ですけれども、店頭では、ぼちぼちですけども、トレーをなくして商品を別のビニールの皿に入れたり、それから卵パックですね。あれをプラスチックをやめて、何回も使えるようなパックにしていく方向でありますので、これからまた組合員の皆さんによく知ってもらえば大分ごみ削減になると思いますし、ニュースやチラシ、注文書とかそういうプラスチックの卵パックなども、配送とかではみな返していくリサイクルに充てるようになっています。今そのような状況です。

○原会長 ありがとうございます。

今、情報も提供いただきましたけれども、何か事務局のほうからありますか。今件で。

○脇坂課長 取組の御紹介をいただきましてありがとうございます。パルコープさんは、先ほどの大阪エコ推し運動の協定のほうに御参加いただいておりますので、まさにこれからそういったどんな取組をしているかというところをお伺いさせていただきまして、実際なかなか知られていない取組の部分もあると思いますので、いろいろな広報媒体なりを使いまして周知して、一緒にこの機運というところを高めていきたいなというふうに考えておりますので、引き続き、御協力のほどをよろしくお願ひいたします。

○原会長 ありがとうございます。

ほか何かございますでしょうか。オンラインの委員の方からも何かございますか。よろしいでしょうか。

では、佐々木委員、お願ひします。

○佐々木委員 先ほどのごみの収集の件ですけど、個々の家の前に置かれている場合は混ざつてる分は残してということで、ある程度そこの家の責任として処理はすると思うのですけれど、

何か所かの家でまとめて道路の横で集めてるところがございますね。そして一斉にグリーンのネットをかぶせてということですけども、たまに混ざってるのが残ってるところがあつて、誰が出されてるのかそれ分からん。たまに出して処分をして分けて、また入れとくんですけども、同じように分別されないで入れる人もやっぱりいるんですね。これはどの人が出されているのかということはちょっと分かりませんので、そういうとき結局は、私たちがネットの整理をしたり、周りの掃除をしたりする者はしょっちゅうそういう掃除に当たっているのですけども、そのときはどうしたらよろしいでしょうか。

○吉村課長 事業管理課長の吉村です。

日頃いろいろと御協力いただきまして本当にありがとうございます。うちのごみの収集、当然車でしていますので、どのお宅も家の前まで行ける道路の幅かというとそうでもないので、地域の皆さんでお話をさせていただいて、一定の場所まで皆さん持ち出していただいている場所というのも多くございます。今おっしゃっていただいたように、カラスネットなりもして、その場所を、そこにごみを出される皆さんで管理をお願いしますということになっていますので、大変心苦しいと思っていますけど、ふだんからそういったことで御協力いただいているのは本当にありがたいと思います。ですけども、やはり分別がなかなかうまくいっていないごみ袋がありますと、どうしても今言いましたように残置ということもケースとしてはございます。ですけどもおっしゃるように、どなたが捨てたか分からないごみというところもあって、ひどいときはそのまま置き去りになることもありますので、あまりそういった状況が長くということにも、やっぱり周辺環境も悪くなりますし、ずっと置きっ放しということで逆に地域の皆さんの御迷惑にもなるので、一定収集のほうをさせていただいたらということもしているのですが、一つ、その地域を管轄する環境事業センターのほうにお知らせをいただいたら、もしかするとそこの場所、後に分けて出していただいているので、こちらのほうで、もしかすると出された本人がもう一度分けて出し直してるとかと思っている可能性もあるので、そういう意味ではお知らせいただきましたら御協力は大変ありがたいので、そこへごみを出してそうな、その地域の方々、ちゃんとされてる方も含めて、ちょっとごみの分別について特別にというか、その地域に合った形で啓発というか、ごみをこういう形できっちり分別して出してくださいというようなことをちょっと各御家庭に、例えば郵便受けに入れさせてもらったりとか、そういった個別の啓発というのもちょっとさせていただけるかと思いますので、情報としては、うちのそこを所管する環境事業センターのほうにお知らせいただけたらというふうに思います。ありがとうございます。

○佐々木委員 分かりました。ありがとうございます。

○原会長 よろしいでしょうか。

では、林委員から、よろしくお願ひいたします。

○林委員 林です。よろしくお願ひします。

計画の比率の部分につきまして、ちょっとお聞きしたいところがありまして、先ほど大久保委員のほうから質問のあった、アパート・マンションのごみの部分ですけども、15ページの403行目、404行目あたりを見ますと、「事業系ごみに占めるアパート・マンションのごみの割合が増加しています」というような書き方になっているのですけれども、その事業系ごみ全体の割合が増えているというのは分かるのですけど、そもそもその量ですよね。量 자체は増えているのかどうかというのは、これでは少しちょっと分かりにくいのかなというふうに思ったりもしたのと、あと近年増えているということですが、ここ数年でどの程度増えているかみたいなところというのは、この計画の中に記述があるのかどうか。ちょっと私、見つけることができなかつたのですけれども、あるのであれば御教示いただけたらなど。事業系ごみは、やはり事業所から出るものプラス、あとアパート・マンションで、ここちょっと明確に分けたほうが考える上ではいいのかなというふうに思いましたので、ちょっとそこら辺、まず教えていただけたらなと思うのですけど、いかがでしょうか。

○原会長 では、事務局のほうから、お願ひいたします。

○脇坂課長 事務局の家庭ごみ減量課の脇坂でございます。

その事業系ごみというところ、今先生おっしゃるとおり、いわゆる会社のごみと、あと許可業者が集めるアパート・マンションのごみというところが含まれておりますておりまして、このアパート・マンションごみ、ちょっと表現が分かりにくかったのかなと思ってますけども、アパート・マンションのごみの割合が増加しているというところは、どちらにしても許可業者が集めておりますので、その許可業者が集めている収集先のリストというところを当然大阪市としては持つておるので、そのうちのアパート・マンションのごみを集めている割合が増えているのは、許可業者が集めているごみのうち、アパート・マンションの比率が高くなってきていると、そういう意味になっております。すなわち、全体のじゃあ分母がどうなってるか、どこで見てとれるかというところですけども、例えばこの資料1の4ページのところに表1があると思うのですけども、ここの中に、ちょっと字が小さくて見にくいですけども、表のごみ収集量・搬入量という中に事業系というところがあると思います。その中のこの業者ごみというところの行を見ていただきますと、令和6年度が56.1万トン、令和5年度が54.5万トン、令和4

年度が52.7、令和3年度が49.7ということで、これアパート・マンションのごみを含みますけども、全体の量としても増えているということが数字として見てとれると思います。この増えている数字の中で、さらにアパート・マンションの割合が増えているというようなところになって、統計的にはそういう形になっております。その辺り、ちょっと表現といいますか、なかなか分かりにくいということかなと思いますので、ちょっと表現については工夫しないといけないのかなというふうに考えております。以上でございます。

○林委員 すいません。ちょっと追加でまた質問ですけど、今おっしゃっていただいた、令和元年度56.7、令和2年度48.8、令和3年度49.7という数字があると思うのですけど、これが事業系ごみ全体のものということになるわけですよね。

○脇坂課長 はい。非常にややこしいですけども、この種類としましては、同じ表1、P4ページの表1を見ていただきたいのですけども、こちらの大きなカテゴリーとしましては、この家庭系というところと事業系というところと環境系というところにカテゴリーとして分けられておりまして、その家庭ごみの中では普通ごみなり粗大ごみがあると。先生御質問の事業系ごみというところでいいますと、事業系ごみの中に、この業者収集ごみ、その許可業者が収集するごみというところと、あと、この持込みごみというところと、数字は大きくないですけども臨時ごみというところがございまして、これ何かといいますと持込み、直接その焼却工場なりに持ち込むごみというところであったりとか臨時的なごみというところ、数字は非常に小さいんですけども、ある場合に入れると。そういうたらちょっとカテゴリーといいますか、レイヤーになっておるところでございます。

○林委員 そうしたら、この「計B」というのが事業系ごみということですか。今のお話。

○脇坂課長 はい。御指摘のとおりでございます。

○林委員 そのうち、アパート・マンションが何割か入っていると。そのアパート・マンションの割合が増えてきているという理解で。

○脇坂課長 はい。そうでございます。

○林委員 許可業者が回収するごみというのが、対象のアパート・マンションがあるというと、その対象となるアパート・マンションの数が増えると実際割合は増えてくるのかなというふうに思っていて、それだと一人一人のアパート・マンションの住民さんたちが出しているごみが増えているのか減っているのかというのは、それだけのデータじゃ分からんんじゃないかなと思うのですけど、いかがですか。

○脇坂課長 はい。ありがとうございます。まず、事業系の中の業者ごみの中にアパート・マ

ンションが含まれておりますて、その業者ごみというのが許可業者のことになっておりまして、この許可業者がどこから集めてるかというところと、あと収集量というところを報告するような形になっておりますので、1か所ということではなくて、そのマンションの量ということを見てますので、量として比率、一人一人の量というのは分からぬのですけども、アパート・マンションの量が増えているということは確認できます。

○林委員 そうですよね。ということは、結局その極端な話ですけど、アパートやマンションの数が増えれば増えるほど割合は高くなっていくわけですから、先ほどのその割合が高くなっていますという、16ページか15ページかのところの記述ですよね。この原因が、そのアパート・マンションのその住民の方のごみが増えているんだという意味なのか、あるいはアパート・マンションの数が増えているから許可業者が回収している量が増えているので割合も増えているのだというものなのか、そこがちょっと読み取れないなというふうに思いまして、その家庭ごみに関しては、大阪の市民の方々の努力によって大分抑えられて、目標も達成しているということはすごいよく分かったのですけれども、同じようにそのアパートやマンションに住まわれている住民の方々も同じような意識を持って減らされているかもしれない。ただ、そのマンションの数が増え過ぎて、許可業者が扱うごみの量が増え過ぎて、だから割合が高くなっているように見えてしまっているということはないですか。

○脇坂課長 ありがとうございます。先生のお話でいいますと、後者のそのアパート・マンションの量が増えているということで絶対量は増えているということは言えると思うのですけど、その下のグラフ7というところが、そのアパート・マンションから出てきたごみをサンプリング調査した結果というところになっておりまして、この中身としまして、この資源ごみなり容器包装プラスチックなり、この資源化可能なものであったり、食品ロスというところが割合としまして一定あるというところで、対策はいずれにしても必要なのかなど、個別に組成分析をしておりますので、この内容に応じてアパート・マンションはアパート・マンションとしてやっていかないといけないと。ただ、1人当たりの排出量ということでいいますと、ちょっとなかなか確認は難しいというところはあるのかなと思っております。

○林委員 もちろんそれは難しい。どちらにしても家庭系ごみとのその対比みたいなところが必要になってきて、このアパート・マンションから排出されている組成が家庭ごみと同じぐらいの水準になったときに、この事業系ごみの最終的な、どれぐらい出るのかというのが、どの程度抑えられるのかというところが予測ができるのかなというふうには思いますので、ちょっとそういうところも書き込むかどうかは別にして、これから一つの目安として御検討いただ

いてもいいのかなというふうに思いました。すいません。以上です。ありがとうございます。
理解しました。

○脇坂課長 ありがとうございます。ちなみに、その違いでいいと、12ページの右側に「家庭ごみの組成」が書いておりまして、それを15ページのものと比べていただきますと、ちょっとグラフの見せ方がわかりにくいですけども、12ページのところでいいと、大体4分の1ぐらいが資源化可能なものが含まれていると。アパート・マンションについていくと34.3ということで、数字としては高いということになっているので、分別排出ということでいいと少し悪いのかなと。そういったところをちょっと分かりやすいような表現がないかというところを、もう少し書きぶりなり検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○林委員 ありがとうございました。

○原会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

はい。ないようですので、非常に活発な御議論をいただきありがとうございました。少し、今日の議論を取りまとめていきたいと思いますが、今日もいろんな重要な議論をいただきました。図1の示し方であったり表記の仕方、それから他の政策、計画等の連携とか、そういった観点で、少しだけ修正ができるのかなというふうに思ってます。

そして、この「計画（案）」については非常に積極的な、いわゆる啓発をいろいろ進めていきながら横断的な政策を示されてるなというふうに、また未来志向でということで受け取りました。その観点、非常に前向きに捉えております。

これは「計画（案）」の中身そのものではないですけれども、やはり啓発が行動変容にどうつながってくるのかというところは、よくよくやっぱりモニターしていく必要があるのかなというふうに思います。これは計画倒れにしないためにというところですけれども、なので、どういった啓発が、あるいは施策がうまく効いたのか効かなかったのかというのは、今後見ていくのが非常に大事かなと思います。これは過去のいろんな計画がうまくいった、いかないも、分析するのも一つだと思うのですけれども、これからもそういう感度を高く進めていかれると非常によいのかなというふうに思いました。これはちょっとコメントというか感想までということになります。ぜひ御検討いただければと思います。

それでは、今日いただいた御議論もありますので、そういったものを事務局のほうで適宜反映いただいて、「案」の修正をぜひお願いしたいなというふうに思っております。「修正（案）」

については、答申までに事務局から各委員に説明をお願いしたいというふうに思います。そして、「修正（案）」の取扱い、これについては私のほうに御一任いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

（異議なしの声あり）

○原会長 では、そのようにWEBの委員の方からもよろしいでしょうか。もうなければ進めさせていただきたいと思います。

それでは、そのように取り計らいたいと思いますので、審議会から市長宛ての答申書については、私のほうから市のほうにお渡しをしたいと思います。答申書については、後日になりますけど、事務局から委員の皆様に送付するようにお願いしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひします。

では、特に何もなければ、以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。委員の皆様方も全体を通じて、何か特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それでは、特になくないので、これで本日の議事を終了させていただきたいと思います。

本日は大変お忙しい中、委員の皆様には御参加いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお渡ししたいと思います。

○小玉課長代理 原会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、長時間御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午前11時41分